別記第６号様式その１（第４条関係）

|  |
| --- |
| **景観形成チェックリスト(一般市街地区域)　1／2** |
| 対象事項 | 景観形成基準 | チェック |
| 建築物 | 配置 | まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 |  |
| 高さ | 高さは原則13ｍ以下とする。 |  |
| できる限り、隣接する建物の高さに揃えるように努める。 |  |
| 屋根形態 | 周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。 |  |
| 屋根の素材・色彩 | 周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 |  |
| 基調色には、禁止色は使用しない。 |  |
| 外壁の素材・色彩 | 周辺建物との調和に配慮し、基調色にはできる限り推奨色を使用するように努める。 |  |
| 基調色には、禁止色は使用しない。 |  |
| 細部意匠 | 軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。 |  |
| 付属施設等 | 車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。 |  |
| 付帯設備 | 道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。 |  |
| 緑化 | 生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。 |  |
| 門・垣・塀・柵 | 建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。 |  |
| 広告物 | 周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。 |  |
| その他工作物 | 周辺景観との調和に配慮する。 |  |

※各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を，届出行為に項目が該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。

|  |
| --- |
| **景観形成チェックリスト(一般市街地区域)　2／2** |
| 対象事項 | 景観形成基準 | チェック |
| 開発行為 | 盛土・切土 | 地形の改変や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。 |  |
| 緑化 | 道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 |  |
| 駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 |  |
| 植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。 |  |
| ゴミ集積所 | ごみ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。 |  |
| 照明 | 商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 |  |
| 上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。 |  |
| 土地の形質の変更 | 地形の改変や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。 |  |
| 採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 |  |
| 行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。 |  |
| 木竹の伐採 | 地域に潤いを与えている屋敷林等のまとまった緑は、できる限り保全するように努め、やむを得ない場合には、必要最小限の伐採にとどめる。 |  |
| 屋外の堆積 | 堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 |  |
| 道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。 |  |
| 水面の埋立又は干拓 | 護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 |  |
| 法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。 |  |
| 特定照明 | 光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 |  |
| 上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。 |  |

※項目について配慮や工夫をした場合は「○」を，届出行為に項目が該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。